

関西広域連合毒物及び劇物取締法施行細則

平成 31 年 3 月 27 日

関西広域連合規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。以下「法」という。）の施行について、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 4 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(受験手続)

第 2 条 法第 8 条第 1 項第 3 号に規定する毒物劇物取扱者試験（以下「試験」という。）を受けようとする者は、住所、連絡先、氏名、生年月日及び性別を記載した申請書に、写真（出願日前 6 月以内に撮影した正面、上半身、無帽及び無背景の縦の長さ 4.5 センチメートル、横の長さ 3.5 センチメートルの写真で、裏面に氏名を記載したもの）を添えて、広域連合長に提出しなければならない。

(不正受験者に対する措置)

第 3 条 広域連合長は、試験に関し不正な行為を行った者に対して、その受験を停止させ、または合格の決定を取り消すことができる。

2 前項の規定により合格の決定を取り消された者で、既に省令第 9 条に規定する合格証の交付を受けている者は、速やかに当該合格証を広域連合長に返還しなければならない。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。